

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和3年7月時点）	関係課
(1) 2	R3.5.9合併前上越市（春日区）	上越市のふるさと納税について、現在の返礼品には市の第3セクターの利用券があるが、それだけでなく市全体で使える商品券なども考えてほしい。	行政に伝える。	<p>元来、ふるさと納税制度は返礼を目的としたものでなく、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として、希望する自治体に「寄附」という行為で応援するという制度です。</p> <p>この制度の趣旨に沿って、当市では寄附者の方々と「心をつなぐ」ことを基本方針に、返礼品については、当市へ実際に訪れていただくきっかけづくりとし、当市とのつながりをより一層深めていただけるよう、「モノ」でなく「コト」を贈呈することとし、観光施設等の入場券や宿泊利用券、観光列車の乗車券等を贈呈しているところです。</p> <p>ご意見をいただきました、市内で利用できる商品券については、最終的に寄附者の方々へ「モノ」を送付することと考えており、現段階で返礼品としては考えていないところです。</p> <p>なお、当市特産品のPRや市内事業者への支援については、ふるさと納税制度とは切り分け、さまざま制度を通じて行っており、ふるさと納税制度については、今後も当該制度の趣旨に沿った運用を行ってまいります。</p>	用地管財課
(2) 7	R3.5.9合併前上越市（春日区）	関川の中洲の砂を撤去しないと、雨が降れば間違いなく溢れると懸念している。いつ撤去するのだろうか。	関川の中洲について、河川管理者は国になる。国管理区域としては、上流は東城町1丁目、関川と矢代川の合流地点までは国の管理なので、ご意見として承って、国の方にお伝えしたい。	<p>関川の河川管理者である国土交通省高田河川国道事務所は、河道内に堆積している土砂の状況を見ながら順次撤去を実施していますが、適切な河道が維持されるよう引き続き要望してまいります。</p>	河川海岸砂防課
(3) 8	R3.5.9合併前上越市（春日区）	市民と市長の距離が遠いと感じる。市長の顔が見えない。副市長の顔も見えない。実際に市民の声は届いているのだろうか。例えば今冬の豪雪で市長からメッセージなどがあれば全然違うのではないかと思う。もっとマスコミを使って市長の言葉を伝えて欲しい。	市長もきちんと会見しているが、市長メッセージとして文書での発信も多いので、市長の顔が見えづらいという思いに繋がりが、市民としては物足りないと感じてしまうかもしれない。議会も自らの問題として受け止めて、顔の見える活動をしていきたい。行政にも伝える。	<p>報道機関を通じた市政情報の更なる発信強化及び市民が求める情報を発信するため、令和3年度から市長による定例の記者会見や記者懇談会に加え、担当部局長及び担当課長による記者説明会を実施しているところです。</p> <p>また、市長が発信すべき案件や場面においては、臨時記者会見の開催やメッセージの発出も行っています。</p> <p>ご意見を踏まえ、今後も適時適切な情報発信に努めます。</p>	広報対話課

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和3年7月時点）	関係課
(4) 19	R3. 5. 12柿崎区	問題点を整理して、地域協議会として市に意見書を出していく意向であるので参考にさせていただく。平成23年に第三セクター経営分析結果がまとめられ、地域協議会にも資料を頂いた。その時点では私たちの地域にある温泉施設は比較的高い評価を頂いていた。第三セクターの経営改善のためにJホールディングスを作ったが、Jホールディングスそのものに問題があったのではないかと思っている。その反省に立って、私たちの大切な温泉施設にもご理解を頂きたい。	お話はしっかりと承った。行政に伝えていく。	Jホールディングスについては、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の急激な変化に伴う商圏の縮小を背景に各事業子会社とも売上げを落としており、新規顧客の獲得等、営業面での苦戦が響き、なかなか成果を挙げられていない状況です。市としては、グループ全体のスケールメリットをいかした経営の効率化に努めるよう引き続き要請していきます。 なお、令和2年度に策定した「第四次公の施設適正配置計画」において、温泉・宿泊施設は、「引き続き協議」としたため、地域の皆様の声を聞きながら、今後の方針を決定していくこととしています。	施設経営管理室
(5) 23	R3. 5. 12柿崎区	障害のある方への対応について、私の家族は聴覚に障害があり、コロナ禍で常にマスクを着用するようになっていたため、会話の際に口元が見えず何を言っているのか分からない。公の場では何とか対応できないものかと思う。例えば、マスクの改良とか十分な距離を取ってマスクをかけずに話すとか、そういった対応を公の場ではしていただけないものかと思う。	福祉の担当課に伝え、公の会等で必要が生じた場合、できる限りの対応ができるよう働きかけていく。	現在のところ、職員が公の会等に出席する際は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、マスクを着用することとしています。また、マスクの着用など新しい生活様式における障害のある方への配慮について、広報上越や市ホームページ等を通じて周知していきます。 なお、福祉総合相談窓口や市民課、国保年金課、こども課等の窓口対応課（13区含む）では、アクリル板等による飛沫飛散防止対策を講じた上で、聴覚に障害のある方からの要請に応じて、マスクをフェイスシールドに変更して窓口対応をしています。	人事課 福祉課
(6) 28	R3. 5. 10安塚区	春日山アンダーパスの看板が見えにくい。春日山アンダーパスの冠水注意喚起システム設置事業は、どのようなことをするのか。ぜひ、見やすい看板を作ってほしい。	豪雨による道路冠水の危険を事前に感知し、通行止めを告知するためのシステムを導入するもの。ご要望があることを行政に伝える。	冠水注意喚起システム設置工事は、6月23日に発注（契約）し11月の稼働を目指して事業を進めています。 工事の概要は、春日山アンダーパス手前の交差点2箇所各3基ずつ計6基の電光標示板（縦1500mm×横550mm）及び赤色回転灯を設置するものであることから視認性に優れているものと考えています。	道路課
(7) 29	R3. 5. 9合併前上越市（春日区）	信号機に「ここは海拔何m」と表示してはどうか。その海拔よりも高いのはこっち、あっちなど矢印をつけて表示すると、県外の方でも分かるのではないか。この提案を市に伝えたが、その後特に連絡はない。立ち消えにせず、ダメならダメでもフィードバックをして欲しい。	行政に伝える。	平成24年に国土交通省は、東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波被害を踏まえ、道路における海拔表示等の設置に関する取組の推進について通知しており、既に国において国道8号と18号の主要な交差点等に、海拔表示を設置しています。 また、市では津波浸水想定区域の、海水浴場や比較的高い浸水深が想定される沿岸部の主要な道路の電柱など90か所に、津波発生時に沿岸部にいる観光客等の迅速な避難行動につなげるため、高台等の避難場所への距離や方向を示す矢印、海拔等の情報を記載した「津波避難誘導表示板」を設置しています。 このように、海拔表示の設置に関しましては、一定の取組が完了していることから、今回ご提案の内容について、実施する予定はありません。	危機管理課

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和3年7月時点）	関係課
(8) 32	R3. 5. 12柿崎区	今冬の豪雪による保安林の被害について、被害は深刻である。特に植えてから10年目くらいの若い樹の被害が大きい。私たちの家や生活を守る防風林・防砂林の実態把握をしっかりと、復興事業・補植事業等を検討してほしい。	自身も近くに住んでいるので保安林のすさまじい現状は理解している。しっかりと担当課に伝え復興に努める。	今冬の大雪により、柿崎区から八千浦地区までの海岸部の保安林に、枝折れや幹の途中から裂けるなどの被害が発生していると承知しています。 保安林の維持管理については、町内会等が中心となって団体を組織し「緑の募金」森づくり事業を活用して取り組んでいることから、市では、その事業費の上限額を30万円から50万円に特例的に引き上げたほか、今回、各町内会等が処理した伐採木について、クリーンセンターへ持ち込んだ際の処分費用を減免し、負担軽減を図りました。 なお、今年度、保安林の指定者である新潟県が海岸保安林の被害状況を把握するための調査を9月頃から行うと聞いており、その結果を踏まえて補植事業等の検討が行われる見込みです。	農林水産整備課
(9) 36	R3. 5. 13板倉区	トラクターや苗の盗難が増えているのは、農道が整備され過ぎているからではないか。近道だから通行する車が多く、農業者は困っている。春、秋などの農繁期は特に通ってほしくないの、入口に看板をつけてほしい。	トラクターや苗の盗難については広報等で注意喚起している。場所によっては「農耕車優先」などの看板が立っているところもある。細かい所まで看板を立てることができないか行政に伝える。	農道であれば、農業者や町内会、土地改良区等の地域関係者と協議し、状況によっては看板設置は可能と思われますが、造成時には農道であっても市道認定されている道路は農業のために看板設置することが難しいため、要望箇所をお示しいただきご相談ください。	農林水産整備課
(10) 37	R3. 5. 13板倉区	公の施設の再配置計画に板倉区の市民の森2施設を廃止すると記載されていることについて、自然環境保全地域に指定されていることから森林環境譲与税で管理費を賄えないかと地域協議会や1月のパブリックコメントで要望したが、採用されなかった。そこから切り口を変えて、2月の上越市森林整備計画の縦覧の際に、意見書を提出したが、直接回答は無く、ホームページに掲載された回答には、意見の要旨欄に意見を簡略化して記載されており、本来の意図と異なっていた。 個人市民税に上乘せされている復興特別税が令和6年度をもって、森林環境譲与税に目的を変更して徴収されると国会で決まったが、そのようなものがありながら、管理費に使えないのはどうかと思う。個人市民税が市民の望む形で使われるためにも、専門職と相談しながら検討いただきたい。	森林環境譲与税は、林道や森林整備等を目的としているため、光ヶ原高原の森林を整備するために使用するの間違ってはいない。	森林環境譲与税は、市町村において、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされており、当日の回答のとおり、当該市民の森の管理運営費の一部に対して使用可能であり、既に財源として充てています。 なお、公の施設の適正配置計画においては、板倉区市民の森2施設について維持管理経費と利用実態を踏まえ廃止としますが、地域団体等を通じた利活用について話し合いをしています。	農林水産整備課

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和3年7月時点）	関係課
(11) 38	R3. 5. 13板倉区	早朝から県外のトラックが宮島地区に残土を廃棄している。行政が認めているとのことだが、廃棄場所の下には川が通っていて、大雨等で土が流れて来ないか不安。また、残土はきちんと処理されたものか心配。議会でも意識してほしい。	行政に伝える。	<p>県外のトラックが宮島地区に残土を廃棄しているとありますが、当該箇所 の開発を許可した県に確認したところ、過去、砂利の採取により掘削した地 山を復旧するための盛土であり、適切に実施されるよう定期的な現地調査等 で確認しているとのことでした。</p> <p>また、盛土のために搬入された残土に混入する廃棄物に係る指導等につい ても県に確認を行ったところ、定期的に事業所への立入検査を実施し、適宜 指導を行っているとのことでした。</p> <p>市としては、今後も県と連携し、生活環境の保全に支障が生じることのな いよう、状況を注視しながら必要に応じて指導等を行っていきます。</p>	環境保全課 生活環境課
(12) 41	R3. 5. 9合併前上越市（春日区）	謙信公祭時に広場で立ち回りをするとき、以前は席料は無料だったがここ2～3年前から有料になった。これではどんどん人が減っていく。	行政に伝える。	<p>有料の栈敷席については、有名タレントを謙信公役としてお招きしたこと により、県内外を問わず多数来場いただくようになったことから、平成25年 の第88回謙信公祭から、安心してゆっくと臨場感ある演武をご覧いただく ために設けたものであるため、ご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>なお、無料の一般観覧スペースも従来どおり設けています。</p>	観光交流推進課
(13) 42	R3. 5. 9合併前上越市（春日区）	春日謙信交流館にタクシーの駐車場所を作り、乗り場など広いスペースを確保してほしい。	行政に伝える。	<p>春日謙信交流館には東側（春日山駅側）と西側（駐車場側）に出入口があ ります。西側は出入口の付近にタクシーが停車できる十分なスペースがあ り、安全な乗降が可能です。</p> <p>タクシーの利用があるのは、おおむね週に4、5回ほどで、その多くは西側 の出入口を利用されていると認識しており、利用者から具体的な不便等の声 もないことから、現時点でタクシーの駐車場所を設置する予定はありません。</p> <p>引き続き、利用者の声をお聞きしながら、より利用しやすい施設となるよ う管理運営に努めます。</p>	企画政策課 社会教育課

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和3年7月時点）	関係課
(14) 47	R3. 5. 13板 倉区	<p>行政は予算がないというが、コミュニティプラザや体育館等の公の施設の利用料が無償というのはどうなのか。市の主催のものが無償なのはわかるが、100%減免はおかしいのではないか。</p> <p>体育館の利用について、スポーツチーム等の年間予約が入っていて、個人で利用したくてもなかなか使えない。個人利用だと料金を100%負担しなくてはならない。利用について考えてほしい。</p>	<p>合併した当時から、旧町村ごとに料金が一律になっていないが、調整を図りながら今日に至っている。ご意見として行政に伝える。</p>	<p>公の施設の使用料は、その施設を利用される方から等しく負担していただくことが原則ですが、政策的に軽減する必要がある場合には、その全部又は一部を免除することとしており、平成28年4月から現在の減免基準による減免を行っています。</p> <p>コミュニティプラザは市民活動の育成及び支援の観点から施設使用料を無料としているところです。</p> <p>体育施設においては、地域におけるスポーツ活動や青少年のスポーツ活動の推進などスポーツ振興を図るため、スポーツ活動を行う定期利用団体と、それをサポートする市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブの活動に対し、使用料の減免により支援を行っています。</p> <p>また、定期的に活動するスポーツクラブに対しては、体育施設の年間利用予約を受け付け、日常的な練習の場を確保することにより、その活動を支援することとしておりますが、年間利用予約の受付は公平性を担保するため、広報上越及び市ホームページにおいて次年度の年間利用予約受付を周知しています。</p> <p>公の施設の使用料の減免基準の考え方は、平成28年4月からの減免基準の見直しに際して地域協議会、町内会長連絡協議会や施設利用者との意見交換会において説明をしてきているところです。</p> <p>これらの考えの下、市財政は厳しい状況ではありますが、引き続き、公の施設の使用料の減免及び施設利用予約の運用を継続していきます。</p>	<p>行政改革推進課</p>